

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第27回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月5日（水） 14時から17時10分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎）
- 3 出席者
（委員会）高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年11月13日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第42回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月6日(木) 15時20分から17時15分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会) 津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員
(九州管区行政評価局) 塩田第一部会事務班長ほか

4 主な議題

- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) 口頭意見陳述
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金の4件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の1件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

- (2) 申立人の口頭意見陳述を実施した。

- (3) 次回の部会は、平成20年11月12日(水)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第43回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月6日（木） 13時40分から17時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）藤井部会長、北原部会長代理、片野委員
（九州管区行政評価局）中村第二部会事務班長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）口頭意見陳述
- （3）その他

5 会議経過

- （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

- （2）申立人の口頭意見陳述を実施した。

- （3）次回の部会は、平成20年11月11日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第27回)議事要旨

- 1 日 時：平成 20 年 11 月 6 日（木） 14 時から 16 時 40 分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局調査室（福岡合同庁舎）
- 3 出席者
（委員会）牟田部会長、石立部会長代理、上村委員
（九州管区行政評価局）立花第七部会事務班長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、厚生年金保険の 5 件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成 20 年 11 月 12 日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第26回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月6日(木) 15時から16時まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)

3 出席者

(委員会) 山本部会長、尾畠部会長代理、田村委員
(九州管区行政評価局) 田中第八部会事務班長ほか

4 主な議題

- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、3件について記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
- (3) 次回の部会は、平成20年11月14日(金)に行うこととされた。

(文 責 : 事 務 室)
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第41回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月7日（金） 14時から17時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）中島部会長、末松部会長代理、中嶋委員、野田委員
（九州管区行政評価局）芝尾第三部会事務班長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）その他

5 会議経過

- （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- （2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
- （3）次回の部会は、平成20年11月17日（月）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第42回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月 7 日（金） 13時30分から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
また、厚生年金保険の2件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年11月13日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第28回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月7日（金） 13時20分から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）市丸部会長、野上部会長代理、大久保委員、瀧上委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
 - （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
 - （2）口頭意見陳述
 - （3）その他
- 5 会議経過
 - （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、5件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
 - （2）申立人の口頭意見陳述を実施した。
 - （3）次回の部会は、平成20年11月13日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第44回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月11日（火） 9時30分から11時30分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）藤井部会長、北原部会長代理、吉椿委員、片野委員
（九州管区行政評価局）小園事務室長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）口頭意見陳述
- （3）その他

5 会議経過

- （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金の6件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

- （2）申立人の口頭意見陳述を実施した。
- （3）次回の部会は、平成20年11月19日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第43回)議事要旨

- 1 日 時：平成 20 年 11 月 12 日（水） 14 時から 16 時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員
（九州管区行政評価局）小園事務室長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案 2 件を決定した。
また、厚生年金保険の脱退手当金の支給記録を訂正する必要があるとのあっせん案 1 件を決定した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成 20 年 11 月 20 日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第28回)議事要旨

- 1 日 時：平成 20 年 11 月 12 日（水） 14 時から 17 時 10 分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎）
- 3 出席者
（委員会）牟田部会長、石立部会長代理、上村委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案 2 件を決定するとともに、2 件について記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成 20 年 11 月 19 日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第43回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月13日（木） 13時30分から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案4件を決定した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年11月19日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第29回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月13日（木） 14時20分から17時45分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）市丸部会長、野上部会長代理、大久保委員、瀧上委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）口頭意見陳述
- （3）その他

5 会議経過

- （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、5件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

- （2）申立人の口頭意見陳述を実施した。

- （3）次回の部会は、平成20年11月19日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第28回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月13日（木） 14時から17時10分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎）
- 3 出席者
（委員会）高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
 - （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
 - （2）口頭意見陳述
 - （3）その他
- 5 会議経過
 - （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
部会として、国民年金の8件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
 - （2）申立人の口頭意見陳述を実施した。
 - （3）次回の部会は、平成20年11月19日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第27回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月14日（金） 15時から16時まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)

3 出席者

(委員会) 山本部会長、尾畠部会長代理、田村委員

(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか

4 主な議題

(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険の5件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年11月25日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第42回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月17日（月） 14時から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）中島部会長、末松部会長代理、中嶋委員、野田委員
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、4件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年11月21日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第45回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月19日（水） 13時40分から17時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）藤井部会長、北原部会長代理、吉椿委員、片野委員
（九州管区行政評価局）小園事務室長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）口頭意見陳述
- （3）その他

5 会議経過

- （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について記録を訂正する必要はないと判断した。

今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

- （2）申立人の口頭意見陳述を実施した。
- （3）次回の部会は、平成20年11月27日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第44回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月19日（水） 13時30分から16時30分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、4件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
また、厚生年金保険の2件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年11月28日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第30回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月19日（水） 13時15分から17時30分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）市丸部会長、野上部会長代理、大久保委員、湊上委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）口頭意見陳述
- （3）その他

5 会議経過

- （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金の4件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

- （2）申立人の口頭意見陳述を実施した。
- （3）次回の部会は、平成20年11月27日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第29回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月19日（水） 14時から17時20分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎）
- 3 出席者
（委員会）高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年11月26日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第29回)議事要旨

- 1 日 時：平成 20 年 11 月 19 日（水） 14 時から 16 時まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局調査室（福岡合同庁舎）
- 3 出席者
（委員会）牟田部会長、石立部会長代理、上村委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案 2 件を決定するとともに、5 件について記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成 20 年 11 月 27 日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第44回)議事要旨

- 1 日 時：平成 20 年 11 月 20 日（木） 9 時 30 分から 10 時 40 分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員
（九州管区行政評価局）小園事務室長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案 3 件を決定するとともに、1 件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成 20 年 11 月 27 日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第43回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月21日（金） 14時から16時20分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）中島部会長、末松部会長代理、中嶋委員、野田委員
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金の6件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年11月28日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第28回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月25日（火） 15時から16時まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)

3 出席者

(委員会) 山本部会長、尾畠部会長代理、田村委員

(九州管区行政評価局) 渡辺局長、山下事務室次長ほか

4 主な議題

(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、4件について記録を訂正する必要はないと判断した。

今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 今後の部会は、平成20年12月3日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第30回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月26日（水） 14時から17時10分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎）
- 3 出席者
（委員会）高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、4件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年12月2日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第45回)議事要旨

- 1 日 時：平成 20 年 11 月 27 日（木） 14 時から 15 時 40 分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員
（九州管区行政評価局）小園事務室長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案 2 件を決定するとともに、4 件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成 20 年 12 月 4 日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第46回)議事要旨

1 日 時：平成20年11月27日（木） 13時50分から17時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）藤井部会長、北原部会長代理、吉椿委員、片野委員
（九州管区行政評価局）小園事務室長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（3）次回の部会は、平成20年12月4日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第31回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月27日（木） 13時50分から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）市丸部会長、野上部会長代理、大久保委員、湊上委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年12月3日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第30回)議事要旨

- 1 日 時：平成 20 年 11 月 27 日（木） 14 時から 16 時まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎）
- 3 出席者
（委員会）牟田部会長、石立部会長代理、上村委員
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
 - （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
 - （2）口頭意見陳述
 - （3）その他
- 5 会議経過
 - （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
部会として、厚生年金保険の 3 件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
 - （2）申立人の電話による意見陳述を実施した。
 - （3）次回の部会は、平成 20 年 12 月 3 日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第44回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月28日（金） 14時から16時45分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）中島部会長、末松部会長代理、中嶋委員、野田委員
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、4件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
また、厚生年金保険の1件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年12月5日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第45回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年11月28日（金） 13時30分から16時45分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
（九州管区行政評価局）土屋第四部会事務班長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
また、厚生年金保険の1件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年12月4日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕